

令和5年度第3回倉敷市廃棄物減量等推進審議会会議録

1 日時 令和6年3月14日（木）午後2時から午後4時10分

2 場所 倉敷市役所 10階大会議室

3 出席者

（1）委員14人

藤原会長、網中副会長、井上副会長、高田委員、高橋委員、田中委員、徳田委員、
中安委員、根岸委員、平井委員、松成委員、水川委員、室山委員、山口委員

（2）事務局8人

（3）欠席者3人

瀧本委員、竹田委員、中村委員

記

1 開会・委嘱状の交付

2 あいさつ（豊田局長）

3 委員自己紹介

4 事務局自己紹介

5 会長・副会長選出

（事務局）条例第5条の規定によりまして、会長、副会長の選出を委員の皆様の互選によりお願いしたい
と思います。どなたか、御推薦はありますか。

（委員）事務局案はありますか。

（事務局）事務局としましては、昨年までと同様に、会長を藤原委員に、副会長を網中委員、井上委員に
お願いできればと考えております。賛同頂ける方は拍手をお願いいたします。

＜拍手＞

（事務局）藤原委員が会長、網中委員と井上委員が副会長に選任されましたので、藤原委員は会長席へ、
網中委員と井上委員は副会長席へご移動をお願いします。

6 倉敷市廃棄物減量等推進審議会について

（審議会の位置づけ、市と審議会の役割）

7 議事

(1) し尿処理手数料の改定について

(会長) それでは、議事に先立ちまして、本日の会議の議事録署名承認につきましては、井上委員と徳田委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。それでは議事に移ります。会議の終了は16時を予定しておりますので、スムーズな議事進行ができますよう、皆様の御協力をお願いいたします。それでは、議事の1「し尿処理手数料の改定について」に入りたいと思います。事前に委員の皆様から御意見を頂いておりますので、その回答と合わせて事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 説明

(会長) 先ほどの説明について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。なお、会議録を作成するため、会議を録音していますので、御発言する前に、お名前をおっしゃられた上で御発言をお願いします。

(委員) 丁寧な御説明ありがとうございました。資料の16ページで、330円から480円ということで、この加算金の算定根拠が人件費掛ける作業時間とあるんですが、具体的な数字を教えてくださいませんか。

(事務局) 作業員の1月当たりの給料から出しております。市職員のモデル給与からとっており、1か月31万6,500円です。こちらを1か月22日ですので22で割り、さらに、くみ取り業務には特殊勤務手当が付きましますので、その手当分1,850円を足して1日当たりの人件費としています。そこから、作業時間13分当たりに換算するため、8時間で割り、60分の13を掛けたものが、税抜き439円になります。こちらを消費税込にしまして、480円になります。

(委員) わかりました。ありがとうございました。

(会長) すみません、作業時間/回になっていますよね。1回当たりってというのは、何でなのかなと。人件費は1か月の労働時間に対する人件費ですよね。その合計時間を、1か月の作業時間掛ける作業回数、それで割合を計算して人件費に掛けるっていうのが普通だなと思ったんですけど、それで合っていますか？人件費掛ける8時間労働だったら22掛ける8が分母にきて、分子は13分と時間に直しますが、それ掛ける1月当たりのくみ取り回数となると思うんですけど、間違っていますでしょうか。

(事務局) くみ取り回数につきましては、1か月1回というわけではなく、便槽の大きさ等によってまちまちで、先ほど御説明させて頂きましたとおり平均で年間8回といった状況になっております。そして、1回の作業について、通常のくみ取り作業とは別途、対象世帯に対してホースを延長し、さらに巻き取るという作業がかかっていますので、それらの時間を積算しています。

(会長) 年間で考えるならば、年間の人件費、それから、8回だから、8掛ける60分の13という形で計算して、あと12か月で割った方が分かりやすいかなと思ったりしています。ちょっと気になったのは、作業時間掛ける回で、単に13分のことだけ人件費に掛けるとおかしいことになるのかなとちょっと思ったんですよ。そういうことで回数っていうのがどう入っているのかなということをお聞きしました。委員、先ほどの御質問についてよろしいでしょうか。

(委員) はい。多分、これだけを見ると、どういう算式になっているのかわからないと思うんです。今、会長が言われた算式でも、1回当たりで出すのもそうなんですけど、そのあたりを正確に知っておかな

いといけないんじゃないかなと思っています。

(事務局) 先ほどの事務局の説明に補足で説明をさせていただきます。このホースの延長というのが、車を停めたところから、くみ取りの場所までの距離がまちまちでして、ホースを1本つなぐ世帯、2本つなぐ世帯、3本つなぐ世帯とあるんですけども、それをつなぐ時間を年間分合算したものを回数で割るという考え方は使わずに、1回延長するときに、1本、2本、3本とつなぐ世帯の割合が違いますので、長さによって分けるという考え方もありますが、現状としては、つなぐという行為1回に対して加算金を掛けさせて頂いております。1回当たりにしているのは、そういった色々な世帯がある中、平均して13分間に対する人件費を計算し、単価にさせて頂いているところです。

(会長) そうしますと、家庭によってくみ取りの回数が違うと。多いところもあれば少ないところもあるので、その回数にこの金額をかけて請求するという。

(事務局) はい。1回当たりに、この480円というものを1回加算させていただきますので、当然年1回収集するところは480円、3回するところは1回ごとに480円が追加になるという考え方でございます。

(会長) はい。わかりました。よろしいでしょうか。他に御質問はありますでしょうか。

(委員) スライドの13ページを御覧頂ければと思うんですが、処理手数料の設計のところの直接経費、間接経費について、処分場だったら直接経費に入るかと思うんですが、し尿の処理代というのが入っていないんですけれども、それはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

(事務局) 基本的には、くみ取り作業にかかる金額だけで設計しております。処理施設に持ち込んだ後の住民の方に御負担頂く金額については、現在無料とさせて頂いております。ですので、先ほどのスライドの方で、下水道と合併浄化槽の年間負担額の比較がありましたが、こちらはあくまで住民の方に御負担頂く金額の比較を例示させて頂いたものになります。

(委員) ありがとうございます。ということはですね、私もそうですが、下水道を御利用になっている一般の市民というのは、イメージとしては、下水管の管理費プラス下水処理場の運営費、つまり処理代も含めて下水道料金を払っているという概念があるんですね。そうすると、例えば、くみ取りされた方のし尿というのは、当然下水処理場で処理されるわけですが、その方だけが受益者負担がないということになるわけでしょうか。

(事務局) 今のところは、市のくみ取りについては、くみ取り代金のみ御負担を頂いている状況になります。

(委員) ありがとうございます。それは、昔からそういう慣例でやってきたということで、例えば、まだ下水処理場が整備される前からくみ取り代だけ取っていて、そのくみ取ったし尿の処理については、市の方が全部負担をして、ずっとこれまで続いてきたという、そういう経緯があるということでしょうか。

(事務局) 当時の資料が残されていないため、はっきりしたことはお答えいたしかねますが、この考え方自体は、昭和56年からずっと継続して引き継いでいるものになります。

(会長) 今の議論については、慣習でずっとそういうふうになっていますという、そのもとでの試算ということになっておりますが、そこのところ皆さん、御意見ありますでしょうか。

(委員) こういう機会に見直してというのが行われてもいいのかなと思うんですけど。僕も下水道の利用者で、利用料等の処理費用負担という形になっていると思うんですが、その整合性といいます

か、くみ取りでは処理費はいらないっていう部分。ごみに関しては、今、家庭ごみは無料ということで皆平等になっているとは思いますが、その合理的な理由等あれば教えて頂きたいんですけど、なかなか難しそうなので、ゆくゆくはそういう御検討が進むかどうかですね。税金も皆さん払われていると思いますので、そのあたり、今後の検討課題として御認識頂ければと思うんですが、いかがでしょうか。

(事務局) 現時点でどうかということは申し上げかねますが、御意見として承らせて頂きます。

(会長) はい、ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

(委員) 今、おっしゃられている内容はわかるんですけども、その考え方が妥当かっていうのは、我々にはちょっとわからないんですね。だから、例えば他都市の似たような形で、例えば中核市ですとか、近隣の都市がどうしているかっていうのはちょっと調べて頂いてですね。そうすると説得力あるかなと思います。

(会長) はい、ありがとうございます。議事録には残しておいて頂いて、実際にそれを計算するとすると、処理費用まできちっと計算しなきゃいけないことになるので、それによって現実的にくみ取り料金が高くなってしまうということになると、この議論は進まないということがあります。これまでくみ取りの方が少し安いということであれば、それを覆すとなると、かなり大きな議論しなきゃいけないということになります。この会議ではそこまでは踏み込まないという形で、今日はさせて頂きたいと思います。

(事務局) 他自治体の現在の状況を説明させて頂きます。先ほどの処理費用ですが、他自治体に聞きましたところ、今のところくみ取り費用だけ徴収しているということです。ですので、基本的な考え方としては、他自治体と同じ状況にあると考えております。

(会長) はい。ありがとうございます。委員の御意見の他市との比較で妥当かどうかというところについては妥当だということですのでよろしいでしょうか。ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

(委員) 合併浄化槽が進まないのは、何が原因なのかなと思ひまして。それと、金融機関の融資のあっせんをする制度を設けております、と書いてありますが、やっぱり 70 歳以上となる銀行は融資を断るケースが多々あるんです。融資のあっせんの制度を設けるのはいいんですけど、やっぱり相手方の年齢も考えないと。やっぱり合併浄化槽が進んだ方が、衛生的にはいいかなと私は個人的に思うんですけど、やっぱり各家庭の金銭的なものとか年齢的なものがあるので、融資のあっせんだけを進めても、浄化槽は進まないんだと思うんですけど。

(事務局) 当課の所掌にございませんので、明確なことは申し上げかねますが、合併浄化槽の普及促進につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、合併浄化槽推進室が執り行っております。また、融資のあっせんのほか、単独浄化槽の世帯には訪問等も行っているとのこと。先ほどの下水道の普及の関係と併せて、担当課の方に申し伝えさせて頂きたいと思いますので、よろしくお願い致します。

(会長) はい、ありがとうございます。それでは他にございますか。

(委員) 下水道接続を促すというお話をされていたんですけども、児島地区がくみ取りを直轄でされているということで、児島地区の地形を見ると、本当に細い坂道を上がったところに家がいっぱいあるというのが私のイメージなんです。倉敷市のこちらの方は平坦な道が多いので、下水とかも

通しやすいんですが、児島地区はどういう感じで進んでいるんでしょうか。それともう一つ、合併浄化槽を作るときに、住んでいる人数は2人なのに、お家の建坪によって、合併浄化槽の槽の大きさというんですかね。これ以上じゃないと駄目ですよとか、何か決まってしまうということも聞いたんですが、その辺を教えてください。

(事務局) まず、1点目に下水道の普及率のお話だったと思いますが、倉敷地区では下水道普及率が78.9%、児島の方は92%になっております。また、全市で言いますと82%という形になります。これが処理人口の数字になります。

(会長) 今のお話で、普及率というのは、くみ取り以外ってということですか。公共下水はそこまできていませんよね。

(事務局) 下水道の普及率になります。

(会長) 下水道の普及率というと、浄化槽は入っていないんですか。

(事務局) 入っていません。下水道の処理人口です。

(会長) 児島が92%もあるんですか。ということのようです。高いということですね。下水管を埋設しにくいみたいなイメージがあるというお話でしたけど、高いのかなと。

(委員) 下水道はその区域内に普及している率と、それから下水道の水洗化率という、多分、実際に水洗化している率という2つの数字があると私は記憶しているんですが、普及率という言葉と水洗化率というのは、多分言葉として違うのかなと思っていたんですが、その辺をちょっと教えてくださいか。

(事務局) 下水普及課に確認しましたところ、下水普及率は、下水道の処理区域内の人口を市内の人口で割った率といった形になります。一方、水洗化率は、実際に下水道に接続されている人口を下水道処理区域内の人口で割ったものになります。

(委員) 児島の水洗化率はどうなんですか。

(事務局) 他部署の所管するもので、少しお時間を頂きまして、後程お答えさせていただきます。

(委員) そちら辺の言葉の使い分けで、質問とその答えの数値がちょっと違っているのかもしれないと思ひまして。

(会長) じゃあ、ちょっと調べておいて頂いて、議論をこちらの資料の方に戻したいと思います。費用についてですね、私からの質問というのは、14ページのところで、消費税1.1って書いてありますよね。処理手数料を消費税込みで計算して、その次のページに、公費負担額っていうのを差し引いていますけど、これはこれでよろしいですか。公費負担額を引いてから、それぞれの利用者に対する処理手数料を計算しますが、そここのところで消費税がかかってくるってということはないんでしょうか。この公費負担額をどの時点で引くのかっていうことの質問です。

(事務局) スライド11ページに、公費負担の考え方を示させて頂いていますが、基本的には、まず消費税込みの経費を算出しまして、そこから公費負担の金額を差し引いたもので処理手数料を設計させて頂いています。

(会長) そうした場合に、公費負担額の消費税分を払っているという感じになるんでしょうか。

(事務局) 考え方としまして、実際にかかる経費を算出するため、まずは消費税込みで経費を算出しています。公費負担額については、消費税といった考え方は抜きにし、固定額という考え方で経費から差し引いています。

(会長) この 14 ページの処理手数料の左の方で、直営での経費というのがあるんですね。そこで、消費税を計算して、この後、公費負担額を引くと、公費負担額の消費税分を払っているような気がするんですけど、違いますか？要するに、消費税を払うのは、受益者負担のところだけに払うのか、それとも、直営の経費に対して 1 割払って、そこから公費負担っていうのを引くのかね。私の考えでは、その受益者負担に対して、支払ってもらうときに 1.1 が掛かると思うんですけど。どうもこの計算では左の直営での経費のところに 1.1 が掛かっているから、そこから公費負担を引くというのは、何かちょっと違うんじゃないかなと。公費負担に掛かっていた消費税っていうのが、何か受益者に乗っかっているんじゃないかっていう、そういう質問です。最終的に支払ってもらう額に対して 1.1 掛けるっていうのが、消費税の考え方かなと思うんですけど、そこら辺のところ私はよくわからなくて、どういうものなんでしょうか。些細なことですけど、ちょっと確認しておいて頂いて、この式が合っているかどうかという、それから消費税の考え方が合っているかどうかというところだけ確認頂いたらいいんじゃないかと。他にございますでしょうか。

(委員) このし尿のお金っていうのが、市の直接かかる経費を受益者に負担してもらおうという意味合いと、それから許可業者にも当てはめていこうという 2 つの問題があって、物価が近年急激に増えているから料金を上げなきゃいけないということになるのですが、人件費が 8 割ぐらいあるということで、市の方とすれば、し尿の直接業務について、基本的に、今後、人件費を抑制していかなきゃいけないところと、許可業者も困っておられるので上げていかないといけないところと裏腹な部分があると思うんですが、実際に、例えば若い人を採用して人件費を下げようとしているのか、例えば臨時職員で賄おうとしているのか、このし尿に係る人員の採用という部分について、何かお考えがあれば教えて頂きたいんですが。

(事務局) 人件費の抑制についてですが、今後の職員の採用の計画等も含め、本業務をいかにして継続していくかというところで、かつては、し尿収集業務自体を直営でいくのか、委託に出すのかということも検討を行っており、それは家庭ごみの収集についても同じで、一時的に新規職員の採用を止めた時期がありました。しかし、近年、災害が多発しているということもあり、直営のノウハウや、機動力を確保する必要があるということが世間一般的に言われておりまして、倉敷市におきましても、平成 30 年の頃に検討の方を進め、令和元年度から職員の新規採用を開始いたしました。ただし、辞めていく人数と同じ人数をそのまま採るのではなく、し尿の収集量の減少や家庭ごみの減少、外部委託等々も含め、採用人数を毎年検討しつつ、その中で、一定の規模が保てるようにし、収集に関するノウハウや、車両等すぐに活動ができる機動力等の確保に努めているところです。今後についてですが、し尿収集量が減少しているとは言いながらも、冒頭で申し上げましたとおり、ずっと継続していかなければならない業務ですので、そのあたりも含めて検討する必要があると考えております。今、採用の方は、家庭ごみとし尿とで分け隔てなく、同じ環境整備員として雇用しており、それを人事異動によって配置をしているという状況ですので、全体数の適正人数を人事課と相談しながら、できるだけ市としましては経費の削減に努めつつも、やはり手数料の金額が許可業者様に影響してくるというところもありますので、その安定的な業務の運営に繋がるような施策等々と合わせまして、適正に進んでいけるように考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(会長) 処理料の根拠を人件費からとるのであれば、今後、人件費が上がっていったらそれに合わせて改

定していかなければいけないと思うんですよ。公務員の給与がどれだけ上がるかわからないんですけど、でもこれから日本としては、人件費を上げていこうというか、そういうふうに変わっていく可能性も十分あるので、今の段階ではないんですけど、極端に上がるようなことがあれば、やはりこの費用も見直さないといけないと。それはそれでよろしいですかね、方針としては。

(事務局) この手数料の見直しにつきましては、概ね5年に1回見直しができるようにということで国の方から指針が示されており、定期的に見直しをしているところです。職員は大幅な入れ替わりというものが無い中で、今、年齢層としては高齢の職員が多いので、若干給与も高くもっている職員が多いんですが、若手職員が増えてきており、また、給与体系も行政の給料等と現業職の給料表とを人事課の方で分け、現業職の方の給料が採用されており、一時期よりは民間の相場にあったものが使われております。当面急激に上がる見込みはないと考えておりますが、そうは言いつつも、定期的に見直していきながら、直営でかかっているコストが上がったときには、審議会の皆様の御意見を頂きながら、検討していけたらと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(委員) 後学のために教えて頂きたいんですが、現行の金額と比べて、これぐらい人件費が必要だから、これぐらい上げなければいけないというこの根拠については、ある程度わかったかなと思うんですが、そもそも倉敷市として、くみ取りではなく下水道の方に移行していきたいというふうに思うときに、料金がそれと比べて安いということが普及に繋がらないという側面はあるんでしょうか。

(事務局) おっしゃられるように合併浄化槽や下水道と比べますと、くみ取りの料金は安くなっているかと思います。その点でインセンティブがどうかというところは、明確な根拠がないため、なかなか数字的に申し上げることでかねるところでございます。しかしながら、先ほど御説明させて頂きましたとおり、下水道への接続につきましては、接続できる区域になった方については、3年以内に法令でつなげなければいけないといった義務がございます。ただ一方で、なかなか金銭的な部分や、様々な御事情によってできないという場合がありますので、先ほど御説明させて頂いたような補助金ですとか、融資あっせんの制度なども設けながら、丁寧に何度も下水普及課の方で訪問させて頂いているというところです。こちらも担当課に聞いたのですが、当然、法的義務ですので、接続をお願いしますとは申し上げるんですが、やはりそれぞれの御事情があるということを踏まえながら、丁寧に寄り添った対応をしているとのことでした。今のところは法律の規制がありながらも、寄り添った形でお願いをして回っているという状況のようです。

(委員) ありがとうございます。その寄り添い方というのも、行政だから丁寧にする側面もあると思うんですけども、それによって民間の処理費用が抑えられるという側面もきっとあるだろうと思いついて。私はどちらかというと、こういったところで上げられないということになって民間が上げられない、しかもそれによって、児島以外のところでもくみ取り業務の高齢化が進んでいって、将来に渡ってなかなか難しくなってくるという側面がもしあるのであれば、今回は人件費という側面での議論だったと思うんですけども、そういった目線でもって上げていくということが必要になるのであれば、今を基点にというよりも、5年後10年後の時に、もしかしたらそういった話も必要になってくるのかなというふうに思いましたので、御質問させて頂いた次第でございました。ありがとうございました。

(会長) はい、ありがとうございます。非常に微妙なところだと思うんですよ。というのは、そういう下水道につなげてもらえないという不満を持っておられる方もいらっしゃるし、本当は下水道に

つなげたいのに、くみ取りでしかサービスが得られないというのもあるのに、そこでくみ取り料金を高くしてしまうと、ものすごく不満がやっぱり出ますよね。と言って、くみ取り料金が下がると、もう下水道に接続できるのに、もうちょっと延ばそうとかね、そういう話もあって、その設定が非常に微妙なところだと思います。ですから、さっきおっしゃったように、行政指導という形で、なるべく早くつないでくださいということを言わなければいけないし、といってやっぱり個人の事情もあるしということで、そこら辺が非常に微妙なところだと思います。そこを考慮した上で、こういう金額の設定というのが妥当かなというのが市の意見だというふうに理解しています。そういうことで、概ね反対の意見は出ておりませんが、多少皆さんも、完全には納得できないところがあるかもしれません。ただ、もしどうしてもこれは難しいという反対という御意見があれば、それはそれでまたお聞きしようと思いますが、いかがでしょうか。

(委員) 反対ではなくて、やるべきだと思うんですけども、事前意見の中で、反対されている方がいらっしゃいますよね。これは何か公共が行う上で必ず出てくる議論で、いわゆる社会的弱者への観点ですね。そんなに大きな金額じゃないので、そこまでいう話ではないのかなと思いますが、論点として必ず出てくるとお思いますので、そのあたりはどのように考えるのかなということをお聞かせください。

(事務局) 先ほども御説明させて頂きましたが、し尿の処理業務というのは、廃棄物処理法でもそうですし、住民の皆様の生活環境の保全、公衆衛生の確保、こういった観点からも必ず行っていかなければいけない業務です。また、児島地区以外については、許可業者様がいらっしゃる中で、その地域についても、今後とも10年も20年を必ずくみ取りがされるように、我々が考えていかなければならないといった責任があります。ですので、大元には地方自治法で定められておりますので我々の経費をもとに設計はするんですが、その中でも、許可業者様が継続的かつ安定的にできるように図りながら、最終的には、住民の皆様の生活環境の保全や公衆衛生の確保をいかにして行っていくようにするかというところに焦点を当てて、丁寧な説明をしていきたいと考えています。

(委員) 言われていることはよく分かるんですよ。そのとおりですし、そのようにすべきだと思うんですが、今後、実際やるかという時に、一部から反対意見が出てくるんですね。一般の方は言わないと思うんですが、例えば生活保護世帯とか、ちょっと具体的には言えないですが、高齢者の方で年金が非常にない方とかですね。そういう社会的弱者の方には負担になるという議論が必ず出てくると。そのときに市の考えとしては、どういうふうに行っていくのかなと。難しい話ですが。

(会長) 基本的にここで議論する内容と、その生活弱者に対する、市の補助っていうのは別に考える必要があるのかなと。特にこのし尿に限った話でもないんで、色々なところで、その負担が発生しているかもしれないので、それぞれのそういう負担に対して、どういうふうに補助していくかというのは、それは生活保護というところで考えて頂くというのがいいのかなと。そうしないとなかなかこちらの議論が進まないという意見もありますので、一般の多くの市民の便益ということを考えていけないといけないので、そういう弱者に対しては、別のところでぜひ厚くして頂けたらというふうに思います。これは感想でありますけど、そういう方針でやっていけば、救われるんじゃないかなと。セーフティネットという考え方で、やって頂ければいいのかなと思います。

(事務局) 補足させて頂きます。市の処理手数料につきましては倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例で規定されております。その条例の第15条に処理手数料等の減免というものがございまして、

「市長は、災害その他特別の事情があると認める者に対しては、処理手数料又は処理費用を減額し、又は免除することができる。」という規定がございます。それと、先ほどの水洗化率と普及率についてお答えさせていただきます。普及率は下水道に接続できる率で、水洗化率は現在接続している率となります。水洗化率につきましては、倉敷が94.9%、児島が90.9%ぐらいになっております。(会長) それでは予定よりも時間が過ぎておりますので、議論をこれで終わらせたいと思います。皆様忌憚のない御意見頂きまして、ありがとうございました。それでは事務局にマイクをお返しします。

8 閉会

以上のとおり、議事が行われたことに相違ありません。

令和6年5月9日

会長

藤原 健史

委員

井上 裕康

委員

徳田 浩一